

令和3年10月22日

令和3年第10回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和3年10月22日玉川村保健センター2階会議室に於いて第10回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(13名) 1番 小針 金之 8番 八木 喜孝
2番 鈴木 正志 9番 小針 保敏
3番 鈴木 正浩 11番 有賀 昇
4番 石森 博信 12番 吉村 明美
5番 須藤 安昭 13番 仁井田 健
6番 高林きくみ 14番 眞弓 泰行
7番 渡邊 利秋

◎ 欠席委員 10番 倉鎌 利治

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

4番 石森 博信 5番 須藤 安昭

◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に、議案第35号番号1の調査員 渡邊利秋委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 7番委員 議案第35号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(渡邊 利秋)

10月13日、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、四辻新田字津間■■番■■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。

当該農地は、譲受人の■■■■さん宅の裏側に位置しており、譲渡人の■■■■さんは使いづらいということで、■■■■さんに相談した。

■■■■さんは田1区画を須田さんと二人で所有している議案35号番号2の農地があり、農地の交換ということで同意した。

譲受人は農業従事日数等についても条件を満たしております。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事です。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第35号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第35号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第35号番号2の調査員 渡邊利秋委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 7番委員 (渡邊 利秋) 議案第35号番号2について、調査結果を報告させていただきます。10月13日、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、四辻新田字村中■■■■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。当案件は、議案第35号番号1で説明したとおりで、農地の交換ということで合意となっております。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第35号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第35号番号1は、原案どおり可決されました。続いて議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に、議案第36号番号1の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 14番委員 (眞弓 泰行) 議案第36号番号1について、調査結果を報告させていただきます。10月13日、小針会長、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、川辺字金波■■番■■・■■番■■の2筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。現地確認後、被設定人の■■■■さんと設定人の■■■■さんに話を伺いました。設定人は、■■■■として経営おり、2年程前から当該農地を資材置場として利用しているが、農地転用許可を得ていないことがわかった。

なお、今回の違反転用に関して、農地法の趣旨を理解せず、許可を得ずに転用してしまったことを深く反省し、今後はこのようなことが無いように農地法を遵守するとの顛末書を提出されました。

申請地は、10ha 未満の農地の広がりであり、第2種農地であります。他に資材置場となり得る土地がないことから転用は可能となっております。また、取排水についても、雨水等は碎石敷きで自然浸透、汚水は出ないため問題はないと思われまます。

設定人・被設定人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第36号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第36号番号1は、原案どおり可決されました。

次に、議案第37号農用地利用集積計画の取消しについてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第37号を原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第37号は原案どおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回日程 令和3年11月24日(水)午後1時30分
玉川村就業改善センター 1階 産就室

- ◎ 議 長 その他ありませんか。
 - ◎ 事務局 本日お配りしました、玉川村農地バンク制度の資料を産業振興課江藤係長よりご説明いたします。
 - ◎ 江藤係長 玉川村農地バンク制度について説明。
農業委員さんにやって頂きたいことは、村民の皆様への周知徹底及び高齢者や役場に来庁できない方々を事務局に繋いでほしい。
 - ◎ 8番委員 農地がかなり荒廃していても受付するのか。
(八木 喜孝)
 - ◎ 事務局 荒れている農地だと農地の受け手が見つかる可能性はかなり低いですが、農地バンクに登録することは可能。
 - ◎ 江藤係長 補足として、荒廃の進行状況にもよるが、耕作放棄地解消事業で補助金がもらえる。
 - ◎ 4番委員 農地バンク制度の申請用紙はどこにあるのか。
(石森 博信)
 - ◎ 江藤係長 申請様式及び要項については、現在申請中ではありますが、ホームページ等からダウンロードできるようにする。
 - ◎ 11番委員 高齢者が様式をダウンロードするのは難しい。
(有賀 昇)
 - ◎ 江藤係長 本庁や須釜行政センターにも申請様式を置きます。
 - ◎ 議 長 その他ありませんか。
それではないようでありますので、その他を終わります。
- 7 閉 会 八木職務代理者
- ◎ 午後2時20分総会終了